

仙台市職員共済組合公告第6号

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年7月31日

仙台市職員共済組合
理事長 藤本 章

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 仙台市職員共済組合基幹システム構成機器賃貸借 一式
- (2) 案件内容 別途配付する仕様書に記載のとおり
- (3) 納入場所 本組合指定の場所
- (4) 契約期間 令和6年10月1日から令和11年9月30日まで
- (5) 概要

全国市町村職員共済組合連合会が実施した「基幹システム・特定健診等システムに係る組合環境及びリモート保守環境機器等の導入、保守等に関する一般競争入札」に基づき、落札業者であるミツイワ株式会社から本組合が指定した価格で機器等を購入し、本組合に賃貸するもの。

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 仙台市における競争入札参加資格（物品）の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立中又は更正手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) その他入札説明書で定める要件を満たしていること。

3 入札手続等

- (1) 配付、提出及び問い合わせ先

〒980-0011

仙台市青葉区上杉1丁目5-15 日本生命勾当台南ビル2階（仙台市役所 上杉仮庁舎）

仙台市職員共済組合総務係

電話 022-214-1225

メールアドレス som001231@city.sendai.jp

- (2) 入札説明書等の交付期間・場所及び入手方法

令和6年7月31日から令和6年8月9日まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

手交の場合 上記3（1）の場所に同じ。

電子メールの場合 上記3（1）のメールアドレス宛てに次の事項を記載した電子メールを送信することにより、交付を依頼すること。

件名：仕様書交付依頼

本文：会社名、担当者名、本件入札に係る仕様書等の交付を希望する旨

(3) 一般競争入札参加申請書の提出期間・場所

令和6年7月31日から令和6年8月9日まで

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は令和6年8月9日午後5時を受領期限とする。)

上記3(1)の場所に同じ。持参又は郵送すること。

(4) 仕様書についての質問書の提出期間・場所及び提出方法

令和6年7月31日から令和6年8月9日まで

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送及び電子メールの場合は令和6年8月9日午後5時を受領期限とする。)

3(1)の場所に同じ。持参、郵送又は電子メールすること。

(5) 入札・開札の日時、場所

令和6年8月28日 14時00分

上記3(1)に同所 会議室

(6) 入札書の提出方法(持参又は郵送すること。)

持参の場合 上記3(5)に指定する日時・場所に持参する。

郵送の場合 令和6年8月27日午後5時までに、上記3(1)の場所に必着とする。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 免除

(4) この調達には、仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)の適用を受けるものである。

(5) 入札の無効

ア 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書

イ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書

ウ 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書

エ 入札参加者本人の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)並びに入札者氏名の記載のない又は判然としない入札書

オ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)並びに入札者氏名(代理人の氏名)の記載のない又は判然としない入札書

カ 件名又は入札金額の記載のない入札書(「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載がないものとみなす。)

キ 件名の記載に重大な誤りのある入札書

ク 入札金額の記載が不明確な入札書

ケ 入札金額を訂正した入札書

コ 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書

サ 入札公告等において示した入札書を受領期限までに到達しなかった入札書

シ 入札が真正なものであることが確認できない入札書

ス 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書

- セ 「私的独占の禁止及び更正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- ソ 当該入札の辞退を表明している入札書（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）
- タ その他入札に関する条件に違反した入札書

(6) 落札者の決定方法

- ア 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申し込みをした者を落札候補者と決定する。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本組合職員にこれに代わってくじを引かせ、落札候補者を決定する。
- ウ 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知する。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 詳細は入札説明書による。